

# 申請管理WT\_検討概要

2022年10月

デジタル庁

# 申請管理機能の検討経緯

令和3年度の検討では、トータルデザインで掲げられる「スマートフォンで60秒で手続きが完結」を念頭に、自治体へのヒアリング結果も踏まえて業務フロー・機能要件等を整理。第1.0版化において、インターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにする観点から、申請管理機能として最低限必要となる、マイナポータル等の申請データを基幹業務システムに取り込むためのAPIを規定することとした。

令和  
3年度

1. トータルデザインで掲げた「スマートフォンで60秒で手続きが完結」を念頭に、マイナポータルも含めた申請から審査・通知までの一連のプロセスにおいて、エンドツーエンドの一貫したデータ連携の実現するための業務フロー・機能要件を検討し、複数自治体のヒアリング結果を踏まえて精緻化

## <将来的に目指す申請管理機能の概要>

- ① 申請データの取得・本人特定等を行い、基幹業務システムに対して処理可能なデータとして連携することで自治体職員が手作業で実施している作業を削減
- ② マイナポータル以外のオンライン申請システムのデータや窓口や郵送での申請書をデジタル化したデータの取り込み等においても、マイナポータル経由の申請データと併せて基幹業務システムへ連携することで、複数の申請チャネルについて一体的に扱う（以下、マルチチャネル対応）
- ③ 手続きの申請処理状況を管理し、マイナポータル等のフロントサービスに共有

令和  
4年度  
上期

2. 標準準拠システムにおける共通機能のインターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにするため、共通機能と標準準拠システムとのインターフェースに限定して規定することとした
3. すでに自治体において補助金を活用して調達・開発が進められていることを踏まえ、申請管理システム（総務省仕様準拠）はセキュリティポリシーガイドライン（※1）等に準拠した申請管理機能の実装方式を例示したものと整理

## <共通機能標準仕様書（第1.0版）における申請管理機能の取扱い>

- ① 申請者が申請手続等を行うシステム（マイナポータルその他のオンライン申請システム）と標準準拠システムの間を連携する機能のなかでも、最低限必要となる基幹業務システムが申請データをダウンロードするためのAPIを「申請データ照会API」として規定
- ② 「スマートフォンで60秒で手続きが完結」のための各種機能については、公共サービスメッシュ等の検討の中で整理
- ③ マルチチャネル対応については1.0版では規定せず、セキュリティポリシーガイドラインの改定後に以下を条件として規定することを予定
  - ✓ マイナポータル以外のオンライン申請システムが、ぴったりサービスが提供する申請データ一覧取得API、申請データ取得APIと同様の仕様でAPIを公開すること
  - ✓ ぴったりサービスが一意に申請データを特定する受付番号や、手続きを一意に特定する手続きコード等について、ぴったりサービスと区別可能な付番体系とすること
- ④ もともと基幹業務システムにおいて申請データをすべて取得するとしていたところ、意見照会の結果を踏まえ、基幹業務システムにおいて「管理が必要な項目」を取得するように変更。申請処理状況の送信についても申請処理フローの精緻化が必要なため、1.0版では規定しないこととした

令和4年度  
下期～

デジタル庁にてガバメントクラウド申請管理機能の検討・開発を進め、令和7年度に機能提供を行う予定

※1：地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月版）（令和4年3月25日）

# 共通機能標準仕様書（第1.0版）における申請管理機能の取扱い

申請管理機能として最低限必要となる、標準準拠システムが申請データをダウンロードするためのAPIのみを「申請データ照会API」として規定。本APIを実装することで、申請管理システム（総務省仕様準拠）も標準準拠システムとAPI連携が可能となる。

#	項目	共通機能標準仕様書	申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用する場合の対応等	
1	位置づけ	標準化法に規定する標準仕様	-	
2	準拠義務	あり	-	
3	標準仕様の規定	業務フロー	-	
4		機能要件	-	
5		データ要件	-	「申請データ照会API」に規定したデータ形式で出力できるよう改修が必要
6		連携要件	あり（地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書で規定）	標準化後の住民記録システムと申請管理機能との間の番号紐付情報の連携方式は、過渡的な対応として「申請管理システム標準仕様書」に規定されたファイル連携を認める  標準準拠システムとの申請データの連携方式についても、同様に過渡的な対応として「申請管理システム標準仕様書」に規定された連携方式（方式1：RPA等簡易ツールの利用、方式2：画面からの転記）を認める
7		API仕様	あり（申請データ照会API）	標準準拠システムとのシステム間連携をする場合、「申請データ照会API」の開発が必要（方式3：入力画面に取込機能実装、方式4：一括取込機能の実装の継続利用は不可）
8	システム・ネットワーク構成要件	-	-	

